

遺言書^{※1}

遺言者Aは、次のとおり遺言する。

一、遺言者は、遺言者の有する下記不動産を、妻B（昭和〇〇年〇月〇日生）に相続させる。

記

- 1 土地^{※2}
所在 新潟市中央区〇〇
地番 〇番〇
地目 宅地
地積 〇〇平方メートル
- 2 建物
所在 新潟市中央区〇〇〇番〇
家屋番号 〇〇
種類 居宅
構造 木造瓦葺3階建
床面積 1階 〇〇平方メートル
2階 〇〇平方メートル

二、遺言者は、遺言者名義の下記預金債権を、長男C（昭和〇〇年〇月〇日生）に相続させる。

記

- 1 〇〇銀行〇〇支店^{※3}
普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇
- 2 〇〇銀行〇〇支店
普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇

三、その他の遺言者に属する一切の財産は、妻Bに相続させる。^{※4}

四、遺言者は、遺言者及び祖先の祭祀を主宰すべき者として、長男Cを指定する。

^{※5}

五、遺言者は、次の者を遺言執行者に指定する。^{※6}

新潟市中央区〇〇〇丁目〇番〇号
弁護士 D
昭和〇年〇月〇生

平成〇〇年〇月〇日※⁷

新潟市中央区〇〇〇丁目〇番〇号

遺言者 A 印※⁸

- ※1 遺言であることを明らかにするために、「遺言書」というタイトルはあった方が良いでしょう。
- ※2 不動産の情報は、登記簿事項証明書に記載されている情報等を記載して特定します。
- ※3 預金については、銀行名、支店名、預金の種類、口座番号等によって特定します。
- ※4 相続人間の紛争を防止するために、相続人の相続する財産をできる限り具体的に記載することが望ましいですが、動産等全ての財産を具体的に記載することは事実上困難ですので、このような条項を設けることがあります。
- ※5 祭祀主宰者に指定された者は、祭祀財産（仏壇や墓碑等）の所有権を包括的に承継します。
- ※6 遺言執行者を指定しなくても相続手続きを進めることはできますし、相続人の内の一人を遺言執行者として指定することができます。ただし、相続人同士の仲が悪い等の場合は、中立の立場で遺言を実行している方がいた方が、手続きがスムーズに進みます。
- ※7 日付は年月日まで自書する必要があります。
- ※8 押印がない遺言は無効です。実印でなくても認め印でも良いとされています。ただし、遺言が遺言者本人の意思に基づくものであることを明らかにするために、実印の方が望ましいです。